

教私第3639号
平成31年3月8日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による
改正後の労働基準法関係の解釈について（通知）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学行政課から連絡がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課
検査・指導グループ 井上
TEL 06-6941-0351（内線 4882）